

砥部町水道工事施工基準

令和 8 年 3 月改訂

①分岐部

- 1) 取り出し口径 ϕ 50mm 以下は、サドル分水栓を標準とし、ダクタイトル鋳鉄管からの分岐については、防錆用密着コアを挿入すること。
- 2) 取り出し口径が ϕ 75mm 以上は、不断水割丁字管か丁字管にて施工すること。
- 3) 異形管からの分岐をしてはならない。
- 4) 取り出し口径 ϕ 30mm 以上の分岐もしくは既設連絡が必要な場合、水圧テスト実施後の接続とする。(緊急修理等の場合は除く)

②配水管

- 1) 口径 ϕ 40mm 以下は、ポリエチレン管（1種二層管）を使用すること。
- 2) 口径 ϕ 50mm は、配水用ポリエチレン管（JWWA 規格/PTC 認定品）を使用すること。
- 3) 口径 75mm 以上は、ダクタイトル鋳鉄管（GX 型等）または配水用ポリエチレン管を使用すること。**【鋳鉄管種については要事前協議】**
- 4) 口径 ϕ 40mm 以上の管には表示テープ（W=30mm）を貼付すること。
- 5) 管末にはドレンを設置すること。

③給水管

- 1) 口径 ϕ 40mm 以下は、ポリエチレン管（1種二層管）を使用すること。
- 2) 口径 ϕ 50mm 以上は、配水管施工と同様とする。3) 管末にはドレンを設置すること。

④継手

- 1) 継ぎ手部分には、防食テープもしくはポリスリーブを巻くこと。
- 2) ポリエチレン管は、コア一体型を標準とするが、ワンタッチ型・SKX 型も使用可とする。
- 3) ダクタイトル鋳鉄管は、メカ型鋳鉄製（抜止付）を使用すること。
- 4) 配水用ポリエチレン管は、融着を基本とし既設管接続にはメカ型鋳鉄製（抜止付）を使用すること。（上下水道課水道工務係と事前協議の上、施工すること）

⑤仕切弁（配水管・給水管共通）

- 1) 口径 ϕ 40mm 以下は、プレインゲート弁を使用すること。
- 2) 口径 ϕ 50mm 以上は、PE 挿し口付ソフトシール仕切弁または鋳鉄管用（NS・GX）ソフトシール仕切弁を使用すること。
- 3) 仕切弁ボックスについては、砥部町仕様のものを使用すること。（仕切弁は内径 25cm、プレインゲート弁は内径 20cm、蓋は町章入りとする。）

⑥止水栓及び量水器

- 1) 口径 40mm 以下は、メーター用止水栓（伸縮型・こま式）を使用すること。
- 2) 口径 50mm 以上は、仕切弁と同様とする。
- 3) 量水器ボックスは、FRP 製・鋳物とあり、特に指定はしていないが、町指定のボックスが望ましい。（砥部町管工事業協同組合で取り扱い）
- 4) 量水器ボックスの規格（止水栓一体型）は、引込給水管口径の規格のものを使用すること。
- 5) 口径 ϕ 50mm 以上のメーターボックスの鉄製蓋は、二分割蓋とする。
- 6) 止水栓及び量水器の設置位置は、官民境界から 1m 以内を原則とする。また、出入口又は勝手口に近接し、メーターの検針及び点検取換作業が容易な場所に設置すること。

⑦土被り

- 1) 土被りについては $H = 0.6\text{m}$ を基本とする。
- 2) 町道・農道・私道等、幅員 4m 以下の道路においては、上下水道課水道工務係と協議のうえ決定するものとする。

⑧土工・舗装工

- 1) ポリエチレン管及び配水用ポリエチレン管については、管下 10cm、管上 10cm の砂基礎を施工のこと。
- 2) 埋戻材は、入替土（山土 CBR=12 以上または砕石）を使用すること。
- 3) 配水管（ ϕ 30 以上）上には $W=150\text{mm}$ の埋設表示シート（ダブル）を、GL-0.3m 付近に設置すること。
- 4) 掘削影響範囲については、道路管理者と協議し舗装すること。
- 5) 水路擁壁等を下越しする際は、さや管（VD 管）を施工すること。

⑨検査項目

- 1) 配水管（ ϕ 30 以上）の水圧テスト $7.5\text{kg}/\text{cm}^2$ を 4 時間かけて開始・完了を上下水道課水道工務係の職員が黒板を持った写真と水圧計の指差し確認の写真を撮ること。
- 2) 給水管（二次側）の水圧テスト 1.75MPa をかけること。

⑩その他（重要事項）

- 1) 穿孔作業は、穿孔作業時における断水事故や、水のにごり等の事故防止のために事前に連絡が必要。また、穿孔作業時間に関しては原則、平日の砥部町役場開庁時間とする。やむをえず穿孔作業が、時間外や土日祝日に行う場合は、上下水道課水道工務係と協議・立会のもと作業を行うものとする。
- 2) 給水装置工事及び、開発に伴う引込工事については、砥部町管工事業協同組合において、設計の事前審査を受けるものとする。
- 3) 上記に記載のない事項については上下水道課水道工務係と協議のうえ施工すること。